

水見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を  
既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震による災害（以下「災害」という。）により市内において損壊した被災家屋等について、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止を図るため、自らの費用で災害廃棄物の解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施した者に対して、民法（明治29年法律第89号）第702条に基づき、解体及び撤去に要した費用の償還（以下単に「償還」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「被災家屋等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人の住家であって、当該住宅等が半壊以上の被害を受け、当該被害について災証明書書の交付を受けたもの又はこれに準じる状況と市長が認めたもの
- (2) 個人が所有する住家以外の建物又は賃貸住宅（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（以下、「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）若しくは事業所等（中小企業者等が所有するものに限る。）であって、当該住家以外の建物等が修理しても使用できない被害を受け、当該被害について災証明書書の交付を受けたもの又はこれに準じる状況と市長が認めたもの
- (3) 前号に掲げるものと同一の敷地に附属する損壊が著しい門、塀、擁壁その他の工作物及び立木（以下「撤去対象物」という。）であって、当該同号に掲げるものと一体的に解体及び撤去が行われなければ、当該同号に掲げるものの解体及び撤去を実施できないと市長が認めるもの

(対象となる被災家屋等)

第3条 償還の対象となる被災家屋等の解体及び撤去は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 早急に解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、自らの費用で解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施したものであること。
  - (2) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、倒壊による安全上の支障のおそれその他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りでない。
  - (3) 地上部分であること。ただし、当該地上部分と一体的に解体及び撤去をする必要があると市長が認めるものについてはこの限りでない。
  - (4) 当該被災家屋等の所有者又はその委任を受けた者（以下「所有者等」という。）と解体及び撤去を行う者（以下「解体業者」という。）との契約が令和6年9月30日までに締結されたものであること。
- 2 償還の対象となる費用は被災家屋等の全てについて行った解体及び撤去に要した経費とし、

被災家屋等の一部について行った解体及び撤去に係る経費は対象としない。

3 償還の対象となる経費は、被災家屋等の解体及び撤去に要した費用のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 上屋解体費
  - (2) 基礎部分解体費（上屋解体に伴うものに限る。）
  - (3) 付属物等撤去費（上屋解体に伴うものに限る。）
  - (4) 廃棄物処理費（収集、運搬及び処分に係る経費）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- （償還の額）

第4条 償還の額は、前条第3項各号に掲げる経費について市長が別に定める基準額を基礎として積算した額と次条第1項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が解体業者に支払った額のいずれか低い額とする。

（申請）

第5条 償還を受けようとする者は、被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書（様式第1号）に別表に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和6年12月27日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（償還の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る償還を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、償還が不相当と決定したときは、別に定める不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による申請の内容について疑義がある場合その他必要と認める場合には、現地調査その他の必要な調査を行うものとする。

（償還の交付請求等）

第7条 前条第1項の規定による償還の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書の発行日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 償還金交付請求書（様式第4号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（償還の決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、当該決定の一部又は全部を取り消し、交付決定取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により償還の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に経費の償還が行われているときは、当該経費の償還を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別表（第5条関係）

No.	提出書類	備考
1	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書	様式第6号
2	り災証明書の写し	
3	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
4	印鑑登録証明書	
5	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
6	被災家屋等の配置図	様式第7号
7	被災家屋等の現況写真	被災時・解体前・解体中・解体後の写真 被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
8	解体及び撤去に係る契約書、経費の内訳が分かる書類及び代金の領収書	
9	マニフェスト伝票（E票）その他廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類	
10	委任状	様式第8号 代理人が申請する場合に限る。
11	被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（所有者）	様式第9号 申請者が所有者でない場合に限る
12	共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	様式第10号 被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
13	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第10号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
14	遺産分割調定調書又は遺産分割審判所及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
15	被災家屋等を差し押さえた債権者全員（本市を除く。）の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（関係権利者）	様式第11号 被災家屋等が差し押さえられている場合に限る。
16	その他市長が必要があると認める書類	

様式第1号（第5条関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請書

年 月 日

氷見市長 あて

私は、令和6年能登半島地震による災害により損壊した下記の被災家屋等について、生活環境保全上の支障が生じたため、自らの費用負担で既に解体及び撤去しました。つきましては、当該被災家屋等の解体及び撤去に要した費用について、氷見市長に償還していただきますよう関係書類を添えて申請します。

1 申請者（費用負担者）

申請者	住所	〒		
	フリガナ氏名	実印		
	生年月日	年 月 日	電話	
申請代理人	住所	〒		
	フリガナ氏名		電話	
	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（                    ）		
連絡先	※申請内容等の連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ			
	住所	〒		
	フリガナ氏名		電話	

## 2 被災家屋等の概要

所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 ( )
種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> その他 ( )
り災証明書	<input type="checkbox"/> 有 (半壊以上) (証明書受付番号: ) <input type="checkbox"/> 無 ※
り災証明書 (所有者)	<input type="checkbox"/> 有 (大被害) (証明書受付番号: ) <input type="checkbox"/> 無 ※
現況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 建築物等について生活環境保全上の支障が生じていた (生じるおそれがあった) <input type="checkbox"/> その他 ( )
権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分の外 名) (2) 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容・権利者 ) 解体撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
解体及び撤去 の状況	(1) 契約日 年 月 日 (2) 解体及び撤去開始日 年 月 日 (3) 解体及び撤去終了日 年 月 日 (4) 解体業者の連絡先 事業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____ (5) 解体業者に支払った費用の総額 円
備考	

※り災証明書が発行されていない場合は、市が被害状況の調査を行います。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

氷見市長

交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった被災家屋等の解体及び撤去については、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定したので、通知します。

1 償還金の額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

氷見市長

不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった被災家屋等の解体及び撤去については、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱第6条の規定により、交付しないと決定したので、通知します。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還請求書

氷見市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付で交付決定があった被災建築物等の自費解体に係る費用償還金  
について下記のとおり請求します。

記

1 償還金請求額 金 円



様式第5号（第8条関係）

交付決定取消し通知書

年 月 日

様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

令和 年 月 日付けで償還の決定の通知をした被災家屋等の解体及び撤去について、氷見市令和6年能登半島地震による災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱第8条の規定により、交付決定を取消します。

記

1 取消しの理由

様式第6号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書

被災家屋等の解体及び撤去に係る所要経費の償還を申請するに当たり、次の事項について同意します。

- （1）本申請書及び添付書類に事実と異なる記載があり、それにより氷見市に損害が発生した場合には、申請者が責任をもって返還又は賠償を行うこと。
- （2）被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- （3）被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、自己の責任において解決すること。
- （4）氷見市が解体及び撤去に係る所要経費の償還を行うため、被災家屋等に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課及び被災状況に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

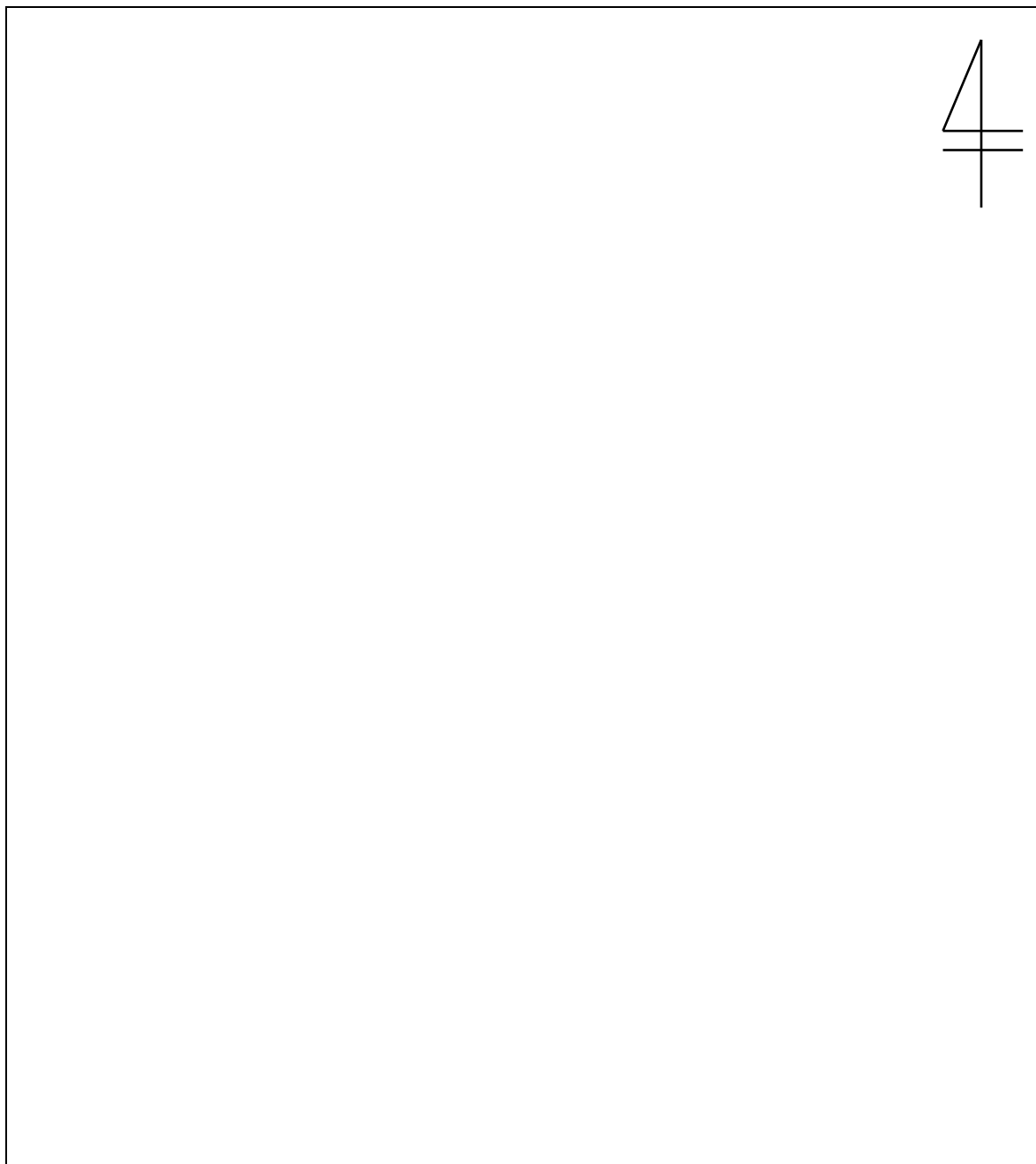
（注意）

申請の内容、解体及び撤去の状況等により、償還の対象とすることができない場合があります。

氏名（自署）

---

配置図



【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記載してください。
- 2 敷地内の家屋等は解体及び撤去によりなくなったものを含め全て記載してください。
- 3 解体及び撤去をした家屋等には「撤去」と記載してください。
- 4 解体及び撤去を実施していない家屋等には「未撤去」と記載してください。
- 5 建物には、「住宅」「事務所」「倉庫」などの名称と階数を書いてください。

※この様式を参考として、別の書式で提出することも可能です。

委任状

受任者 住所（所在地）

氏名（名称）

私は、上記の者を代理人と定め、令和6年能登半島地震による災害で被災した次の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所

委任者 氏 名 実印

生年月日 年 月 日

電話番号 ( ) -

※委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印し、印鑑登録証明書1通を添付してください。

所在地	
被災家屋等の名称 (アパート、ビル等の場合に限る。)	

※登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

様式第9号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（所有者）

年 月 日

氷見市長 あて

同意者	住所（所在地）	
	フリガナ 氏 名	実印
	電話番号	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

私は、所有する下記の被災家屋等の解体及び撤去に要した経費の償還に関して、以下について同意します。

- （1）申請者\_\_\_\_\_が氷見市に償還を申請すること及び償還金を受領すること。
- （2）被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- （3）被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、私を含む共有者の責任において解決すること。
- （4）氷見市が解体及び撤去に係る所要経費の償還のため、被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

被災家屋等所在地	
被災家屋等の名称 （アパート、ビル等の場合に限る。）	

様式第10号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）

年 月 日

氷見市長 あて

同意者	住所（所在地）	
	フリガナ 氏名	実印
	電話番号	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

私は、（共有・相続）する次の被災家屋等（持分 / ）の解体及び撤去に要した経費の償還に関し、以下の事項について同意します。

- （1）申請者\_\_\_\_\_が氷見市に償還を申請すること及び償還金を受領すること。
- （2）被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- （3）被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、私を含む共有者・相続人の責任において解決すること。
- （4）氷見市が解体及び撤去に係る所要経費の償還のため、被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

被災家屋等所在地	
被災家屋等の名称 （アパート、ビル等の場合に限る。）	

様式第11号（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（関係権利者）

年 月 日

氷見市長 あて

下記の建物の解体及び撤去に要した経費の償還について、被災家屋等の所有者として、次のとおり全ての関係権利者の同意を得ました。

被災家屋等の所有者	住所
	氏名
被災家屋等の所在地及び名称	所在地
	名称（アパート、ビル等の場合に限る。）

上記の建物の解体及び撤去に要した経費の償還に関して同意いたします。

（同意者）

① 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

④ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

② 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

⑤ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

③ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

⑥ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
所有者との権利関係  
( )

※欄が足りない場合は、任意様式で追加してください。